

「2026 年度税制改正に関する要望」の実現状況

1. 大阪商工会議所の主な要望（2025 年 9 月 19 日建議）

I. 円滑な事業承継

[重点要望]

・事業承継税制 特例措置の恒久化（一般措置の拡充）

【制度概要】

事業承継にあたり、後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税猶予を受けられる制度。2026 年 3 月末に特例承継計画の提出期限、2027 年 12 月末に制度の適用期限を迎える。

II. 中小企業・スタートアップの付加価値創出、投資促進

・中小企業・スタートアップと大企業・中堅企業との共創・協業を促進する税制優遇措置の創設

- ・研究開発税制の延長・拡充
 - －中小企業向け繰越控除制度の創設
 - －人件費に係る「専ら」要件の緩和
- ・イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）において、実用新案も対象化

- ・少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
- ・地方拠点強化税制の延長・拡充

III. ビジネス環境の整備

- ・インボイス制度対応支援（2026 年 9 月末に 2 つの負担軽減措置が廃止・縮小）
- ・従業員への「食事補助制度」に対する非課税上限の引上げ
- ・納税事務全般の負担軽減

IV. 大阪府・大阪市への要望

- ・法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- ・宿泊税の有効活用
- ・大阪府、大阪市の特区における地方税の特例制度の拡充

※全 37 項目、うち新規 14 項目

2. 要望実現状況

大商の要望	税制改正大綱における実現状況
<p>● 事業承継税制 特例措置の恒久化（一般措置の拡充）</p> <p>《2025年度末が特例承継計画の提出期限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般措置を拡充し、特例措置を恒久化（2026年4月1日～） ➢ 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特例承継計画の<u>提出期限を2027年9月末まで1年6カ月延長</u> ➢ <u>適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。</u>（与党税制改正大綱より抜粋）
<p>● 研究開発税制の延長・拡充</p> <p>《2025年度末で期限切れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小企業等を対象にした、研究開発費の繰越控除制度の創設（繰越期間10年程度） ➢ 税制活用のための制度・手続きの簡素化 ➢ 人件費に係る「専ら」要件の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>3年間延長</u> ➢ 中小企業を対象とした「<u>中小企業技術基盤強化税制</u>」について、<u>継続的な研究開発を促すため、繰越控除制度（繰越期間3年）を導入</u> ➢ <u>重点産業技術に係る「戦略技術領域型」を新設</u>（控除率は、企業単独で40%、特定の研究拠点との共同で50%） ➢ 一般型の控除率見直し（適用要件の厳格化） ➢ 対象となる海外委託費は上限5割へ段階的に縮小

● オープンイノベーション促進税制の延長

【制度概要】スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合や、スタートアップ企業の成長に資する M&A を行った場合に、企業が株式取得価額の 25% を所得控除できる措置)

- **2年間延長**
- M&A 型の適用類型の拡大
発行済み株式の 50% 以下を取得した場合も新たに対象化 (3 年以内に議決権の過半数を有することとなることが見込まれるものに限る。取得額の 20% を所得控除可能)

● 大胆な設備投資促進税制の創設

※設備投資費用の全額を、初年度に一括して損金算入できる「即時償却」を認めるなど、国内投資の拡大を通じて、企業の「稼ぐ力」の向上、高付加価値化を実現すべき。

- **国内における大規模で高付加価値な投資を促進するため、創設**
- **即時償却または税額控除 7%**
(控除上限は法人税額の 20%)
 - ・ 対象資産：機械装置、ソフトウェア、建物等 (建物等は税額控除率 4%)
 - ・ 対象要件：大企業…35 億円以上、中小企業…5 億円以上。投資利益率 15% 以上
 - ・ 計画認定期限は 29 年 3 月末、投資期間 5 年以内
- 「国際経済事業の急激な変化」の影響を受けた企業に対しては、3 年間の繰越控除措置

<p>● 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化 《2025 年度末で期限切れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物価上昇の影響を鑑み、取得価額の限度額（30 万円未満）の引上げ ➢ 取得合計上限額（現行：300 万円）の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3 年間延長 ➢ 取得価額の限度額を 40 万円未満（現行 30 万円未満）に引上げ ➢ 対象企業の従業員数を 400 人以下に引下げ（現行 500 人以下）
<p>● カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充 《2025 年度末で期限切れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ZEB 化促進のため、建物も対象化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2 年間延長 ➢ 適用要件の厳格化（炭素生産性向上率の引上げ）、特別償却率および税額控除率の引下げ
<p>● 地方拠点強化税制の延長・拡充 《2025 年度末で期限切れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 活用促進に向けた要件の緩和・対象の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ① 移転型事業における従業員の転勤要件や、雇用促進税制における雇用要件を緩和し、2 拠点生活や、副業、週 3 日勤務等の柔軟な働き方を対象化 ② オフィス減税について、社宅・社員寮や中古物件を対象化 ➢ 「拡充型」の対象に近畿圏・中部圏中心部を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オフィス減税を 2 年間延長 ➢ オフィス減税の特別償却率および税額控除率を引上げ、適用要件を厳格化 ➢ 雇用促進税制は廃止 ➢ 中古資産の取得も対象化

●インボイス制度対応支援

《2026年9月末に負担軽減措置が廃止・縮小》

- インボイス制度導入後のインボイス発行事業者登録の状況、コストや事務負担の状況等、大規模かつ綿密な実態把握
- 経過措置に関する事業者への周知徹底
- 影響が大きい仕入事業者等に対する「8割控除」の延長
- 免税事業者の課税転換を引き続き進める観点から「2割特例」を延長
- 取り組みが遅れる事業者への対応支援の強化（登録支援、消費税申告支援、システム等の導入支援、「スマート青色申告制度」（仮称）の創設等）

- 免税事業者からの仕入額の8割を税額控除できる、いわゆる「8割控除」については、最終的な適用期限を2年延長し、引き下げのペース・幅を緩和（2026年10月から2年間は7割）
- 新たにインボイス発行事業者になった者が消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できる措置、いわゆる「2割特例」については、対象を個人事業主に限定し、売上税額に対する納税額を現行の2割から3割に上げたうえで、2年間延長
- 青色申告特別控除の控除額の引上げ

●従業員への「食事補助制度」に対する非課税上限の引上げ

- 物価上昇等を鑑み、非課税上限額を現行の3,500円から引上げ

- 非課税の対象となる食事補助の上限金額を 3,500円以下→7,500円以下に引上げ

[26年度の要望項目ではないが重要な改正事項]

税制内容	税制改正大綱における実現状況
<p>●賃上げ促進税制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業は現行制度を維持する一方、大企業は 25 年度末、中堅企業は 26 年度末で除外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業・・・ 資本金 1 億円超、従業員 2,000 人超 ・ 中堅企業・・・ 資本金 1 億円超、従業員 2,000 人以下 ・ 中小企業・・・ 資本金 1 億円以下 ➤ 教育訓練費の増加に係る上乗せ措置は廃止
<p>●暗号資産の分離課税化</p> <p>※大商として「2023 年度税制改正に関する要望」において、暗号資産等に係る法制度や税制を早急に整備するよう求めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 暗号資産から生じる所得は総合課税の対象（最大約 50%以上）となっているが、改正により株式や投資信託と同様の取扱いである 20%の分離課税に

以 上